

平成30年度 第1回徳島県環境影響評価審査会

次 第

日時 平成30年4月24日（火）13:30～

場所 404会議室（県庁舎4階）

1. 開会

2. 議題

1) 徳島県環境影響評価審査会長等の選任について

2) 「(仮称) 天神丸風力発電事業」に係る配慮書の審議について

3) その他（今後の予定等）

3. 閉会

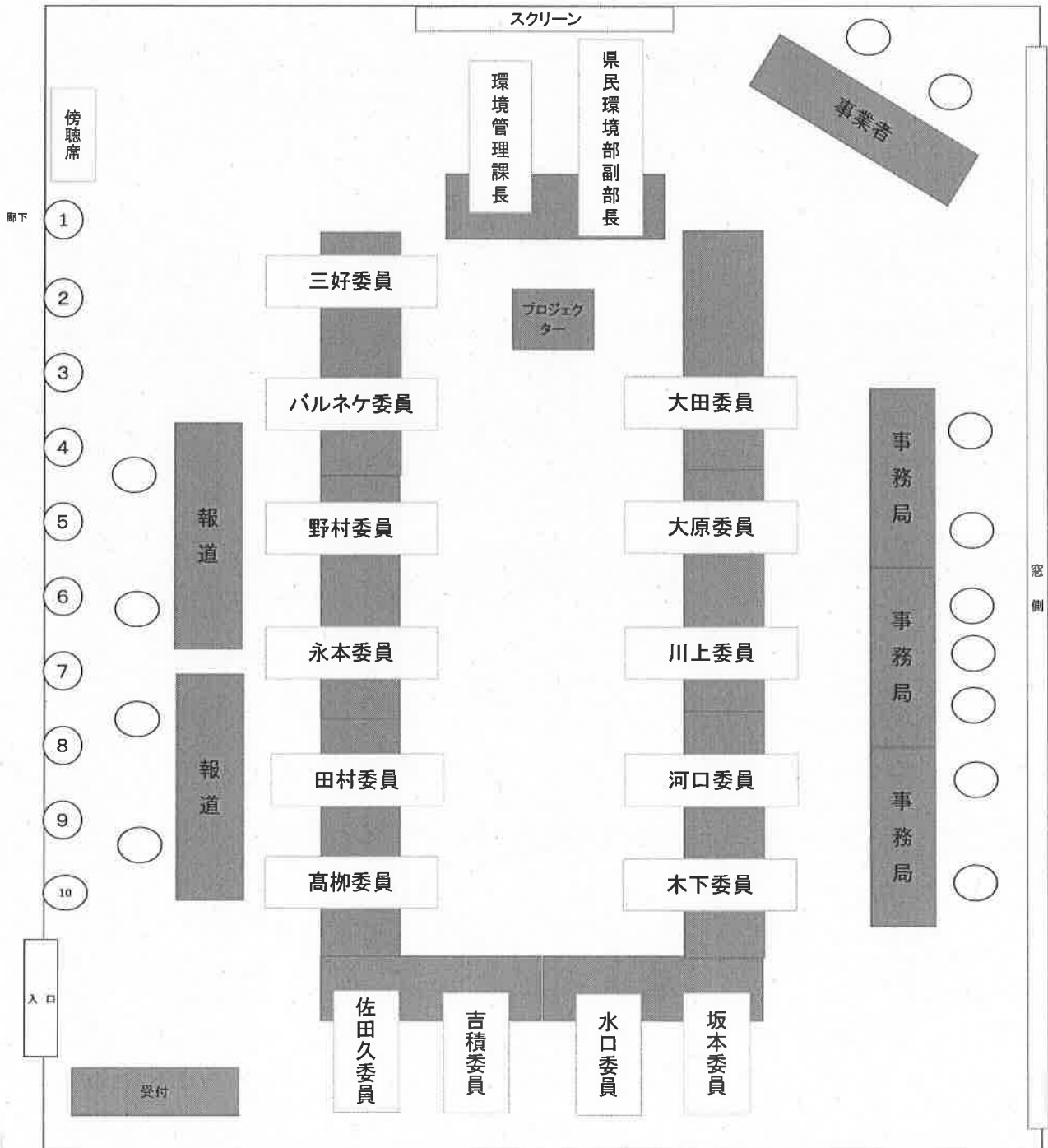
徳島県環境影響評価審査会委員

任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日

	氏名	職名	備考
1	ウエタ カズミ 植田 和美	四国大学短期大学部教授	
2	オオタ ナオトモ 大田 直友	阿南工業高等専門学校創造技術工学科准教授	
3	オオハラ ケンジ 大原 賢二	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里ネイチャーセンター長	
4	オガサキ キヨ 岡崎 貴世	四国大学生生活科学部教授	
5	オノ カオル 尾野 薫	徳島大学大学院社会産業理工学研究部助教	
6	カワカミ シュウジ 川上 周司	長岡技術科学大学環境社会基盤工学専攻講師	
7	カワグチ 洋一 河口 洋一	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
8	キノダ サトル 木下 寛	徳島県植物研究会会長	
9	サカモト マリコ 坂本 真理子	NPO法人郷の元気副代表理事	
10	ササキ テツル 佐々木 千鶴	徳島大学大学院社会産業理工学研究部講師	
11	サダヒサ サチ子 佐田久 幸子	公益社団法人徳島県建築士会副会長	
12	タカヤナギ トシオ 高柳 俊夫	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授	
13	タムラ タカオ 田村 隆雄	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
14	ナガオ フミアキ 長尾 文明	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授	
15	ナガサキ シユウ 永本 能子	田中法律事務所弁護士	
16	ノリノ 美加 野村 美加	香川大学農学部教授	
17	バルネケ マミ	元社団法人徳島県獣医師会理事	
18	ミズグチ ヒロユキ 水口 裕之	徳島大学名誉教授	会長
19	ミシ マチ 三好 真千	徳島文理大学理工学部講師	
20	シツギ コウジ 吉積 幸二	元徳島県保健環境センター所長	副会長

(50音順、敬称略)

徳島県環境影響評価審査会(平成30年度第1回) 配 席 表
 平成30年4月24日(火) 午後1時30分から 徳島県庁4階 404会議室

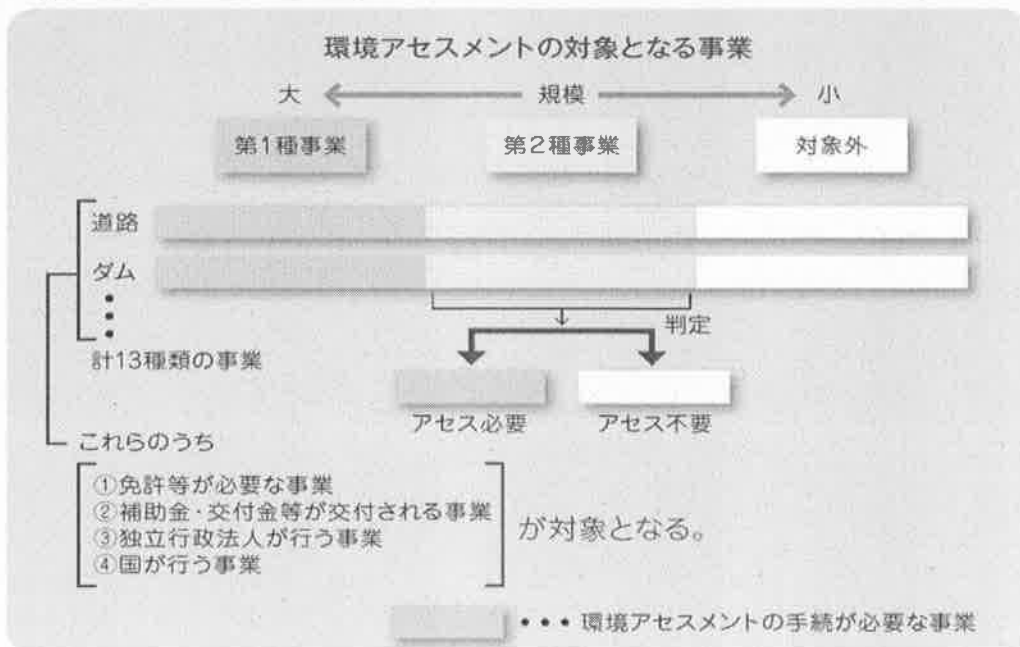


環境影響評価法・徳島県環境影響評価条例の概要



環境省アセスメント制度のあらましパンフP1(抜粋)

環境影響評価法の対象事業



環境省アセスメント制度のあらましパンフP4(抜粋)

環境影響評価対象事業の規模一覧

対象事業		環境影響評価法		徳島県環境影響評価条例		
		第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業	
1	道路	高速道路	すべて	—		
		一般国道	10km以上(4車線以上)	7.5km以上	7.5km以上(4車線以上)	5～7.5km
		県道、市町村道等			7.5km以上(")	5～7.5km
		大規模林道	20km以上(幅6.5m以上)	15km以上	15km以上(幅6.5m以上)	10～15km
		農業用道路			15km以上(")	10～15km
2	河川	ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		堰	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		放水路	改変面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
3	鉄道	新幹線	すべて	—		
		普通鉄道	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
		軌道(普通鉄道相当)	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
4	飛行場		滑走路長 2,500m以上	1,875m以上	1,875m以上	1,250～1,875m
5	発電所	水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上	2.25万kw以上	1.5～2.25万kw
		火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	11.25万kw以上	11.25万kw以上	7.5～11.25万kw
		火力発電所	出力1万kw以上	7,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
		原子力発電所	すべて	—		
		風力発電所	出力1万kw以上	7,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
6	廃棄物処理施設	一般廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		産業廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		し尿処理施設			150kl/日以上	100～150 kl/日
		廃棄物処分場	30ha以上	25ha以上	25ha以上	15～25ha
7	公有水面の埋立て及び干拓		50ha超	40ha以上	40ha超	25～40ha
8	土地区画整理事業		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
9	新住宅市街地開発事業		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
10	工業団地造成事業		100ha以上	75ha以上	70ha以上	35～70ha
11	新都市基盤整備事業		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
12	流通業務団地造成事業		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
13	住宅団地の造成事		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
14	工場・事業				排ガス量10万m ³ /時以上	5～10万m ³ /時
					排水量1万m ³ /日以上	5～1万m ³ /時
15	下水道終末処理場				人口10万人以上	5～10万人
16	岩石又は砂利の採取				50ha以上	25～50ha
17	レクリエーション施設	第2種特定工作物(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		自然公園(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		都市公園(施行区域)			75ha以上	50～75ha
18	農用地の造成事業				75ha以上	50～75ha
19	畜産施設の設置(造成面積)				50ha以上	25～50ha
20	複合事業				規則で規定	規則で規定

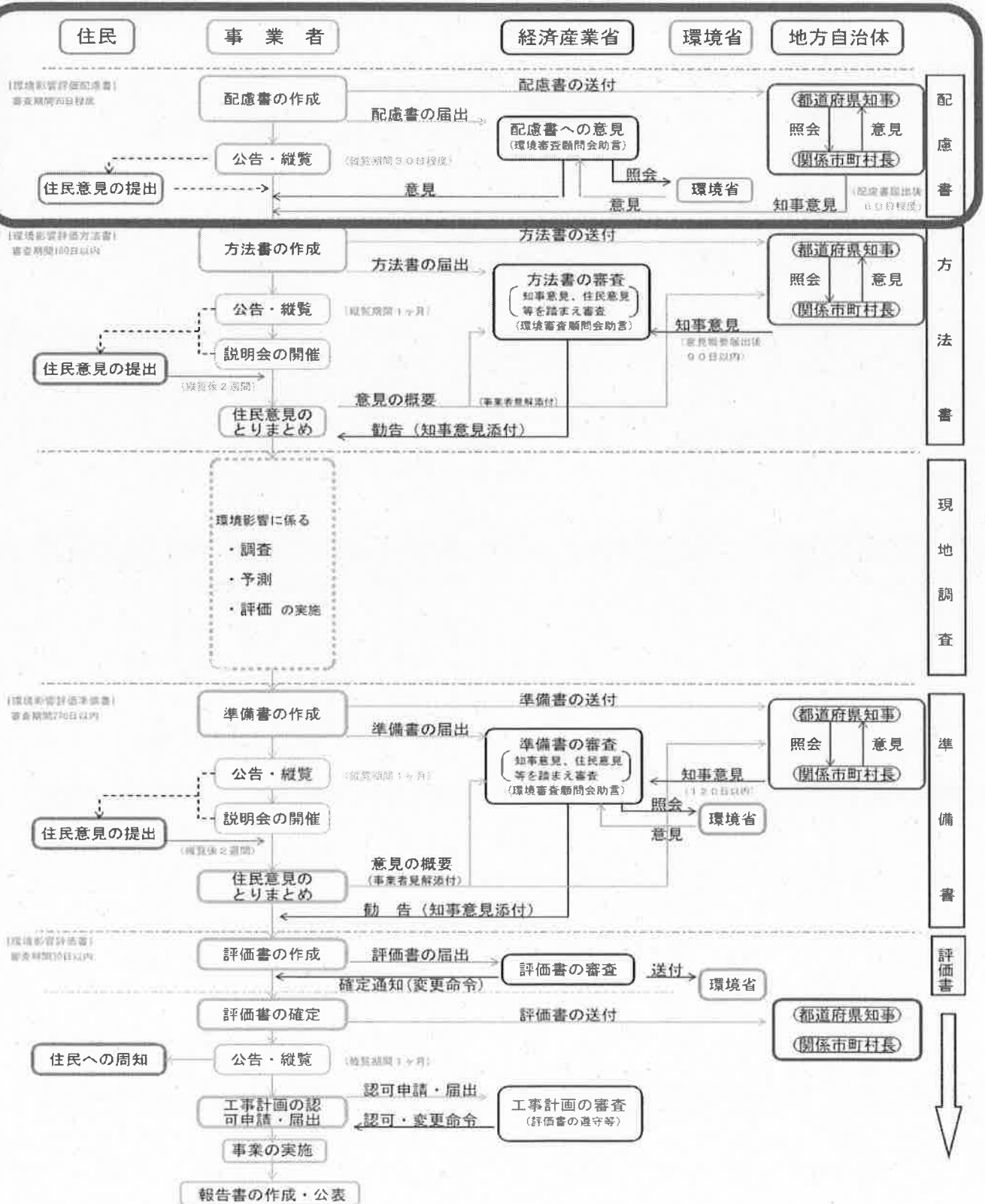
※第1種事業：必ず環境アセスメントの手続を行う必要のある事業。

第2種事業：環境アセスメントの手続が必要かどうか個別に判定する事業

発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図

1. 第1種事業

現在の手続き



【配慮書の手続き（第1種発電事業）】

